

～飲食店から安心を届けよう！～

鹿児島県 飲食店 第三者認証



飲食店を利用する方に、安心して過ごしていただくため、
鹿児島県では、第三者による感染防止対策の認証制度を設けました。
県の定める認証基準に基づき、現地調査を行い、
基準を満たした店舗に認証ステッカーを交付します。

対象
施設

食品衛生法に基づく営業許可を受け、客席を有し、鹿児島県内で営業する飲食店

1 飲食店、喫茶店

3 宿泊施設等の宴会場
(宿泊者向けのみの飲食会場、宴会場は対象外)

2 宿泊施設等内のレストラン、
食堂

4 フードコートの各飲食店など

※対象外施設 宿泊施設等で宿泊者向けのみの飲食会場・宴会場
テイクアウト専門店・デリバリー専門店・キッチンカーなど飲食のためのテーブル・椅子がないもの
コンビニエンスストア・スーパーマーケットなど販売等が主たる営業形態の施設 など

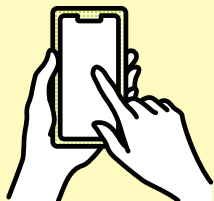
認証までの流れ



STEP
1

申請

郵送・メール・WEBサイト



STEP
2

現地調査

感染防止対策調査



STEP
3

認証

ステッカー交付



新しい、“飲食スタイル”を

鹿児島県

お問い合わせ先／申請先
鹿児島県飲食店第三者認証制度事務局

TEL: 050-3183-0094 (受付時間 9:00~17:00)
※土日祝は休業です。

〒892-0848 鹿児島県鹿児島市平之町9-33 牧野ビル5階

詳しくは、
鹿児島県飲食店第三者認証ホームページへ

鹿児島県飲食店第三者認証



認証のポイント

認証基準の一例を紹介しますので、感染防止対策の参考にしてください。



1 来店者の感染防止対策

- 入口にアルコール消毒設備を置き、来店時に必ず従業員が呼びかけ、手指消毒を実施するとともにマスクの着用を徹底させる。
- 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、こまめな手洗い・アルコールによる手指消毒をお願いする。
- 座席等の感染防止対策に取り組んでいる。

テーブル・座席の配置ポイント

テーブル・座席は、次のいずれかを満たすように配置してください。

座席の間隔を最低1m以上確保できるように配置する

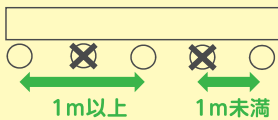
もしくは

アクリル板(目を覆う高さ以上を目安)等を適切に配置する

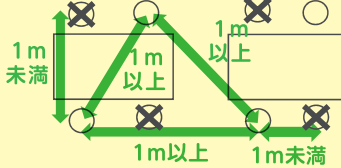
間隔を空ける場合の例

隣の席を使用しないよう呼びかける、座席を減らすなどして1m以上の間隔を確保してください。

【カウンター席の場合】



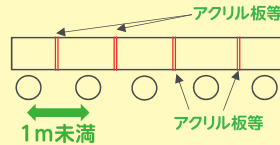
【テーブル席(4人)の場合】



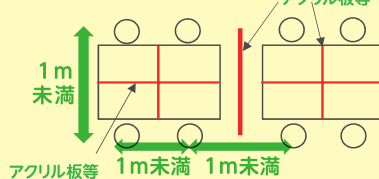
アクリル板等を設置する場合の例

1m以上の間隔を確保できない座席の間にはアクリル板等を設置してください。

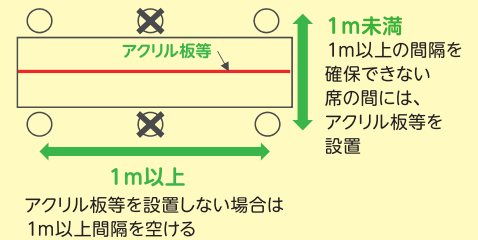
【カウンター席の場合】



【テーブル席(4人)の場合】



間隔の確保とアクリル板等の設置を併用する場合の例



図のような場合、隣の席との間隔を1m以上空けているので、アクリル板等は置いていませんが、正面の席との間隔は1m未満のためアクリル板等を設置しています。

2 従業員の感染防止対策

- 業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱や風邪などの症状がある場合は、出勤を停止させる。

3 施設・設備の衛生管理の徹底

- 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける)するなどして十分な換気を行う。また、換気のため、窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力をお願いする。

4 チェックリストの作成・公表

- 日々の感染防止対策の実施結果を記したチェックリストを店内に毎日掲示する。

5 感染者発生に備えた対処方針

- 従業員の感染が判明した場合は、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止対策を講じる。

【認証制度のメリット】

店舗における感染者発生・拡大のリスクを低減！
お客様に安心して飲食できる店舗であることをアピール！
ホームページで認証店舗を紹介！

